

▶ 最新法令速報—「外商投資法」全文日中対訳版の送付

「中華人民共和国外商投資法」が成立

2019年3月15日、中国の第13期全国人民代表大会第2回会議において、[「中華人民共和国外商投資法」](#)(以下、「外商投資法」という)が可決され、[2020年1月1日をもって発効することとなった。](#)

外資による投資を規制する中国の現行法律には、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国外資企業法」の通称「外資三法」がある。しかし、目まぐるしい変化の渦中にある中国においては、「外資三法」は時代遅れになりつつあるというのが現状である。外商投資の促進・保護の全面的な強化や、外商投資に関する法制度の更なる整備のために、「外資三法」に代わる外商投資の基本法として、「外商投資法」が制定される運びとなった。

「外商投資法」が発効すると、中国の外商投資環境には大きな変化が起こり、日系企業の皆様も非常に大きな影響を受けることになると考えられる。「環球中国法月報」2019年2月号では、「外商投資法(草案)」の要点について解説したが、本日3月15日に公布された「外商投資法」の最新情報を一刻も早く皆様にお届けするために、弊職らは、[法令全文の日中対訳版](#)を作成した。ここに「環球中国法月報」の臨時増刊号として皆様にお送りする。限られた時間内で作成したものであるため、表記の不統一等至らないところが多々あるかと存じるが、ささやかながら、皆様の参考となれば幸甚である。

なお、商務部が2015年に公布した「中華人民共和国外商投資法(草案意見募集稿)」は、全11章170条からなるものであったが、これと比べ、「外商投資法」は総則、投資促進、投資保護、投資管理、法的責任及び附則の全6章42条からなり、大幅に簡潔になっている。また、外商投資の新たな法制度の基盤となる「外商投資法」においては、「手続の簡素化、効率化」等の政策の方向性を示すにとどまる原則的、抽象的な表現が多く用いられているため、更なる詳細な取扱いについては、今後、実施条例や関連する附属法令において規定されるものと予想される。

「外商投資法」の新時代に入り、外商投資の法律実務がどのような変化及び挑戦を迎えるかについて、弊職らは、今月下旬に配信する「環球中国法月報」3月号において、引き続き解説する予定である。

▶ 法令翻譯(日本語仮訳)

中華人民共和国外商投資法 2019年3月15日公布 2020年1月1日實施	中華人民共和国外商投資法 2019年3月15日公布 2020年1月1日施行
第一章 总則	第一章 総則
<p>第一条 为了进一步扩大对外开放,积极促进外商投资,保护外商投资合法权益,规范外商投资管理,推动形成全面开放新格局,促进社会主义市场经济健康发展,根据宪法,制定本法。</p> <p>第二条 在中华人民共和国境内(以下简称中国境内)的外商投资,适用本法。</p> <p>本法所称外商投资,是指外国的自然人、企业或者其他组织(以下称外国投资者)直接或者间接在中国境内进行的投资活动,包括下列情形:</p> <p>(一)外国投资者单独或者与其他投资者共同在中国境内设立外商投资企业;</p> <p>(二)外国投资者取得中国境内企业的股份、股权、财产份额或者其他类似权益;</p> <p>(三)外国投资者单独或者与其他投资者共同在中国境内投资新建项目;</p> <p>(四)法律、行政法规或者国务院规定的其他方式的投资。</p> <p>本法所称外商投资企业,是指全部或者部分由外国投资者投资,依照中国法律在中国境内经登记注册设立的企业。</p>	<p>第一条 対外開放を一層拡大し、外商投資を積極的に促進し、外商投資の合法的權益を保護し、外商投資管理を規範化し、全面的開放の新たな枠組みづくりを推進し、社会主義市場經濟の健全な發展を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。</p> <p>第二条 中華人民共和國国内(以下、「中国国内」という)における外商投資は、本法を適用する。</p> <p>本法にいう「外商投資」とは、外国の自然人、企業又はその他の組織(以下、「外国投資者」という)が直接的又は間接的に中国国内において行う投資活動を指し、次の各号に掲げるものを含む。</p> <p>(一)外国投資者が単独又は他の投資者と共同で中国国内において外商投資企業を設立すること。</p> <p>(二)外国投資者が中国国内企業の株式、出資持分、財産持分又はその他これらに類する權益を取得すること。</p> <p>(三)外国投資者が単独又は他の投資者と共同で中国国内において新設プロジェクトに投資すること。</p> <p>(四)法律、行政法規又は國務院が規定するその他の方法による投資。</p> <p>本法にいう「外商投資企業」とは、全部又は一部について外国投資者が投資し、中国法により中国国内において登記登録を経て設立された企業を指す。</p>
<p>第三条 国家坚持对外开放的基本国策,鼓励外国投资者依法在中国境内投资。</p> <p>国家实行高水平投资自由化便利化政策,建立和完善外商投资促进机制,营造稳定、透明、可预期和公平竞争的市场环境。</p>	<p>第三条 国は、対外開放という基本国策を堅持し、外国投資者の法に基づく中国国内における投資を奨励する。</p> <p>国は、高水準の投資の自由化・利便化政策を実行して、外商投資促進メカニズムを確立・整備し、安定した、透明な、予測可能かつ公平競争の市場環境を創造する。</p>
<p>第四条 国家对外商投资实行准入前国民待遇加负面清单管理制度。</p> <p>前款所称准入前国民待遇,是指在投资准入阶段给予外国投资者及其投资不低于本国投资者及其投资的待遇;所称负面清单,是指国家规定在特定领域对外商投资实施的准入特别</p>	<p>第四条 国は、外国投資者に対して参入前内国民待遇とネガティブリストによる管理制度を実行する。</p> <p>前項にいう参入前内国民待遇とは、投資の参入の段階において、外国投資者及びその投資に、自国の投資者及びその投資を下回らない待遇を与えることを指す。前項にいうネガティブリストとは、国が規定する</p>

管理措施。国家对负面清单之外的外商投资，给予国民待遇。

负面清单由国务院发布或者批准发布。

中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对外国投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。

第五条 国家依法保护外国投资者在中国境内的投资、收益和其他合法权益。

第六条 在中国境内进行投资活动的外国投资者、外商投资企业，应当遵守中国法律法规，不得危害中国国家安全、损害社会公共利益。

第七条 国务院商务主管部门、投资主管部门按照职责分工，开展外商投资促进、保护和管理的工作；国务院其他有关部门在各自职责范围内，负责外商投资促进、保护和管理的相关工作。

县级以上地方人民政府有关部门依照法律法规和本级人民政府确定的职责分工，开展外商投资促进、保护和管理的工作。

第八条 外商投资企业职工依法建立工会组织，开展工会活动，维护职工的合法权益。外商投资企业应当为本企业工会提供必要的活动条件。

第二章 投资促进

第九条 外商投资企业依法平等适用国家支持企业发展的各项政策。

第十条 制定与外商投资有关的法律、法规、规章，应当采取适当方式征求外商投资企业的意见和建议。

与外商投资有关的规范性文件、裁判文书等，应当依法及时公布。

第十一条 国家建立健全外商投资服务体系，为外国投资者和外商投资企业提供法律法规、政策措施、投资项目信息等方面的咨询和服务。

特定分野において外国投資者に対して実施する参入特別管理措置を指す。国は、ネガティブリスト外の外商投資に対して、内国民待遇を与える。

ネガティブリストは、國務院が公布し、又は公布を認可する。

中華人民共和国が締結又は参加する国際条約、協定に外国投資者の参入待遇について更なる優遇を与える規定がある場合には、関連規定に従い執行することができる。

第五条 国は、法により外国投資者の中国国内における投資、収益及びその他の合法的權益を保護する。

第六条 中国国内において投資活動を行う外国投資者、外商投資企業は、中国の法令を遵守しなければならない。中国の国家安全に危害をもたらす、社会公共利益に損害をもたらしてはならない。

第七条 國務院商務主管機關、投資主管機關は、職責の分担に従い、外商投資の促進、保護及び管理業務を展開する。國務院のその他の關係機關は、各自の職責の範囲内で、外商投資の促進、保護及び管理の関連業務を担当する。

県級以上の地方人民政府關係機關は、法令及び本級人民政府が確定した職責の分担に従い、外商投資の促進、保護及び管理業務を展開する。

第八条 外商投資企業の従業員は、法により労働組合を設立し、労働組合の活動を展開し、従業員の合法的權益を保護する。外商投資企業は、当企業の労働組合に必要な活動のための条件を提供しなければならない。

第二章 投資促進

第九条 外商投資企業には、法により国の各種企業發展支援政策を平等に適用する。

第十条 外商投資に関する法律、法規、規則を制定する場合、適切な方法を講じて外商投資企業から意見及び助言を聴取しなければならない。

外商投資に関する規範性文書、裁判文書等は、法により遅滞なく公布しなければならない。

第十一条 国は、健全な外商投資サービス体系を確立し、外国投資者及び外商投資企業に対して法令、政策措置、投資プロジェクト情報等の方面における問い合わせ及びサービスを提供する。

第十二条 国家与其他国家和地区、国际组织建立多边、双边投资促进合作机制，加强投资领域的国际交流与合作。

第十二条 国は、他の国及び地区、国際組織と多者・二者投資促進協力メカニズムを確立し、投資分野における国際交流と協力を強化する。

第十三条 国家根据需要，设立特殊经济区域，或者在部分地区实行外商投资试验性政策措施，促进外商投资，扩大对外开放。

第十三条 国は、必要に基づき、特殊経済区域を設立し、又は一部の地区で外商投資に関する試験的政策措置を実行し、外商投資を促進し、対外開放を拡大する。

第十四条 国家根据国民经济和社会发展的需要，鼓励和引导外国投资者在特定行业、领域、地区投资。外国投资者、外商投资企业可以依照法律、行政法规或者国务院的规定享受优惠待遇。

第十四条 国は、国民経済及び社会発展の必要に基づき、外国投資者の特定業種、分野、地区における投資を奨励及び誘導する。外国投資者、外商投資企業は、法律、行政法規又は國務院の規定により、優遇を享受することができる。

第十五条 国家保障外商投资企业依法平等参与标准制定工作，强化标准制定的信息公开和社会监督。

第十五条 国は、外商投資企業が法により標準制定作業に平等に参加することを保障し、標準制定の情報公開及び社会による監督を強化する。

国家制定的强制性标准平等适用于外商投资企业。

国が制定した強行標準は、外商投資企業に平等に適用する。

第十六条 国家保障外商投资企业依法通过公平竞争参与政府采购活动。政府采购依法对外商投资企业在中国境内生产的产品、提供的服务平等对待。

第十六条 国は、外商投資企業が法により公平競争を通じて政府調達活動に参加することを保障する。政府調達においては、法により外商投資企業が中国国内で生産する製品、提供するサービスを平等に取り扱う。

第十七条 外商投资企业可以依法通过公开发行股票、公司债券等证券和其他方式进行融资。

第十七条 外商投資企業は、法により株券、社債等の証券の公開発行及びその他の方法により資金を調達することができる。

第十八条 县级以上地方人民政府可以根据法律、行政法规、地方性法规的规定，在法定权限内制定外商投资促进和便利化政策措施。

第十八条 県級以上の地方人民政府は、法律、行政法規、地方性法規の規定に基づき、法定の権限内で外商投資促進及び利便化政策措置を制定することができる。

第十九条 各级人民政府及其有关部门应当按照便利、高效、透明的原则，简化办事程序，提高办事效率，优化政务服务，进一步提高外商投资服务水平。

第十九条 各級人民政府及びその関係機関は、便利、高効率、透明の原則に従い、事務手続を簡素化し、事務効率を向上させ、行政事務サービスを最適化し、外商投資へのサービス水準を更に向上させなければならない。

有关主管部门应当编制和公布外商投资指引，为外国投资者和外商投资企业提供服务 and 便利。

関係主管機関は、外商投資のガイドラインを作成・公布し、外国投資者及び外商投資企業にサービス及び便宜を提供しなければならない。

第三章 投资保护

第三章 投資保護

第二十条 国家对外国投资者的投资不实行征收。

第二十条 国は、外国投資者による投資に対して、公用徴収を実行しない。

在特殊情况下，国家为了公共利益的需要，可以依照法律规定对外国投资者的投资实行征收。

特殊な状況においては、国は、公共の利益の必要のために、法律の規定に基づき、外国投資者による投資に対して、公用徴収又は公用使用を実行すること

收或者征用。征收、征用应当依照法定程序进行，并及时给予公平、合理的补偿。

第二十一条 外国投资者在中国境内的出资、利润、资本收益、资产处置所得、知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等，可以依法以人民币或者外汇自由汇入、汇出。

第二十二条 国家保护外国投资者和外商投资企业的知识产权，保护知识产权权利人和相关权利人的合法权益；对知识产权侵权行为，严格依法追究法律责任。

国家鼓励在外商投资过程中基于自愿原则和商业规则开展技术合作。技术合作的条件由投资各方遵循公平原则平等协商确定。行政机关及其工作人员不得利用行政手段强制转让技术。

第二十三条 行政机关及其工作人员对于履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的商业秘密，应当依法予以保密，不得泄露或者非法向他人提供。

第二十四条 各级人民政府及其有关部门制定涉及外商投资的规范性文件，应当符合法律法規的规定；没有法律、行政法規依据的，不得减损外商投资企业的合法权益或者增加其义务，不得设置市场准入和退出条件，不得干预外商投资企业的正常生产经营活动。

第二十五条 地方各级人民政府及其有关部门应当履行向外国投资者、外商投资企业依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同。

因国家利益、社会公共利益需要改变政策承诺、合同约定的，应当依照法定权限和程序进行，并依法对外国投资者、外商投资企业因此受到的损失予以补偿。

第二十六条 国家建立外商投资企业投诉工作机制，及时处理外商投资企业或者其投资者反映的问题，协调完善相关政策措施。

外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的，可

以提起行政复议或者行政诉讼。公用征收、公用使用は、法定の手續に基づきこれを行い、かつ遅滞なく公平で合理的な補償を与えなければならない。

第二十一条 外国投資者の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得、知的財産権の使用許諾料、法により取得した補償又は賠償、清算所得等は、法により人民元又は外貨で自由に中国内外に送金することができる。

第二十二条 国は、外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者及び関係権利者の合法的權益を保護する。知的財産権の侵害行為に対しては、法により厳格に法的責任を追及する。

国は、外商投資の過程において、自由意志の原則及び商業規則に基づき技術協力を展開することを奨励する。技術協力の条件は、投資の各当事者が公平の原則に則り平等に協議を行うことによりこれを確定する。行政機関及びその職員は、行政手段を用いて技術移転を強要してはならない。

第二十三条 行政機関及びその職員は、職責を履行する過程において知り得た外国投資者、外商投資企業の営業秘密について、法により機密保持を行わなければならない。漏洩し、又は不法に他者に提供してはならない。

第二十四条 各級人民政府及びその関係機関が制定する外商投資に関わる規程性文書は、法令の規定に合致しなければならない。法律、行政法規の根拠がない場合は、外商投資企業の合法的權益を減損し、又はその義務を増加させてはならず、市場参入及び退出の条件を設けてはならず、外商投資企業の正常な生産經營活動に干渉してはならない。

第二十五条 地方各級人民政府及びその関係機関は、外国投資者及び外商投資企業に対して、法により打ち出した政策的承諾及び法により締結した各種契約を履行しなければならない。

国の利益及び社会公共利益的必要により、政策的承諾、契約の約定を変更する場合には、法定の権限及び手續に基づきこれを行い、かつ法により外国投資者及び外商投資企業がこれにより被った損失について補償を与えなければならない。

第二十六条 国は、外商投資企業苦情処理業務メカニズムを確立し、外商投資企業又はその投資者から報告された問題を遅滞なく処理し、関連する政策措置を調和して整備する。

以通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决。

外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的,除依照前款规定通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决外,还可以依法申请行政复议、提起行政诉讼。

第二十七条 外商投资企业可以依法成立和自愿参加商会、协会。商会、协会依照法律法规和章程的规定开展相关活动,维护会员的合法权益。

第四章 投资管理

第二十八条 外商投资准入负面清单规定禁止投资的领域,外国投资者不得投资。

外商投资准入负面清单规定限制投资的领域,外国投资者进行投资应当符合负面清单规定的条件。

外商投资准入负面清单以外的领域,按照内外资一致的原则实施管理。

第二十九条 外商投资需要办理投资项目核准、备案的,按照国家有关规定执行。

第三十条 外国投资者在依法需要取得许可的行业、领域进行投资的,应当依法办理相关许可手续。

有关主管部门应当按照与内资一致的条件和程序,审核外国投资者的许可申请,法律、行政法规另有规定的除外。

第三十一条 外商投资企业的组织形式、组织机构及其活动准则,适用《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国合伙企业法》等法律的规定。

第三十二条 外商投资企业开展生产经营活动,应当遵守法律、行政法规有关劳动保护、社会保险的规定,依照法律、行政法规和国家

外商投資企業又はその投資者は、行政機関及びその職員の行政行為が自身の合法的權益を侵害すると認める場合、外商投資企業苦情処理業務メカニズムを通じて調停による解決を申し立てることができる。

外商投資企業又はその投資者は、行政機関及びその職員の行政行為が自身の合法的權益を侵害すると認める場合、前項の規定に従い外商投資企業苦情処理業務メカニズムを通じて調停による解決を申し立てるほか、法により行政不服申し立てを行い、行政訴訟を提起することができる。

第二十七条 外商投資企業は、法により商会、協会を設立し、及びこれらに自由意志により参加することができる。商会、協会は、法令及び規約の規定により関連の活動を展開し、会員の合法的權益を保護することができる。

第四章 投資管理

第二十八条 外国投資者は、外商投資参入ネガティブリストに規定する投資禁止分野に対して投資を行ってはならない。

外国投資者は、外商投資参入ネガティブリストに規定する投資制限分野に対して投資を行う場合、ネガティブリストに規定する条件に合致していなければならない。

外商投資参入ネガティブリスト以外の分野については、内資外資一致の原則に従い管理を実施する。

第二十九条 外商投資が投資プロジェクトの審査承認、届出の実施を必要とする場合は、国の関連規定による。

第三十条 外国投資者は、法に基づく許可の取得を必要とする業種及び分野に対して投資を行う場合、法により関連許可手続を行わなければならない。

関係主管機関は、内資と同一の条件及び手続に従い、外国投資者の許可申請を審査しなければならない。法律、行政法規に別段の規定がある場合には、この限りでない。

第三十一条 外商投資企業の組織形態、機関構成及びその活動の準則には、「中華人民共和國会社法」、「中華人民共和國パートナーシップ企業法」等の法律の規定を適用する。

第三十二条 外商投資企業は、生産経営活動を展開する場合、法律、行政法規の労働保護、社会保険に関する規定を遵守しなければならない。関連法律、行政法規及び国の関連規定に基づき、納税、会計、外

有关规定办理税收、会计、外汇等事宜，并接受相关主管部门依法实施的监督检查。

第三十三条 外国投资者并购中国境内企业或者以其他方式参与经营者集中的，应当依照《中华人民共和国反垄断法》的规定接受经营者集中审查。

第三十四条 国家建立外商投资信息报告制度。外国投资者或者外商投资企业应当通过企业登记系统以及企业信用信息公示系统向商务主管部门报送投资信息。

外商投资信息报告的内容和范围按照确有必要原则确定；通过部门信息共享能够获得的投资信息，不得再行要求报送。

第三十五条 国家建立外商投资安全审查制度，对影响或者可能影响国家安全的外商投资进行安全审查。

依法作出的安全审查决定为最终决定。

第五章 法律责任

第三十六条 外国投资者投资外商投资准入负面清单规定禁止投资的领域的，由有关主管部门责令停止投资活动，限期处分股份、资产或者采取其他必要措施，恢复到实施投资前的状态；有违法所得的，没收违法所得。

外国投资者的投资活动违反外商投资准入负面清单规定的限制性准入特别管理措施的，由有关主管部门责令限期改正，采取必要措施满足准入特别管理措施的要求；逾期不改正的，依照前款规定处理。

外国投资者的投资活动违反外商投资准入负面清单规定的，除依照前两款规定处理外，还应当依法承担相应的法律责任。

第三十七条 外国投资者、外商投资企业违反本法规定，未按照外商投资信息报告制度的要求报送投资信息的，由商务主管部门责令限期改正；逾期不改正的，处十万元以上五十万元以下的罚款。

貨等の事項を処理し、かつ、関係主管機関が法により実施する監督検査を受け入れなければならない。

第三十三条 外国投資者は、中国国内企業に対し合併・買収を実施し、又はその他の方法により事業者結合に参加する場合、「中華人民共和国独占禁止法」の規定により、事業者結合審査を受け入れなければならない。

第三十四条 国は、外商投資情報報告制度を確立する。外国投資者又は外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて、商務主管機関に投資情報を報告しなければならない。

外商投資情報報告の内容及び範囲は、必要不可欠の原則に従いこれを確定する。機関間の情報共有により取得できる投資情報については、報告を再び要求してはならない。

第三十五条 国は、外商投資安全審査制度を確立し、国家安全に影響をもたらす、又は影響をもたらす得る外商投資に対して安全審査を行う。

法により下した安全審査決定は、最終決定とする。

第五章 法的責任

第三十六条 外国投資者が外商投資参入ネガティブリストに規定する投資禁止分野に対して投資した場合には、関係主管機関が投資活動を差し止め、期限を定めて株式、資産を処分し、又はその他必要な措置を講じて投資実施前の状態を回復するよう命ずる。違法所得がある場合には、これを没収する。

外国投資者の投資活動が外商投資参入ネガティブリストに規定する限定参入特別管理措置に違反した場合には、関係主管機関が期限を定めて是正を行い、必要な措置を講じて参入特別管理措置の要求を満たすよう命ずる。期限内に是正がなされない場合には、前項の規定に従い処理する。

外国投資者の投資活動が外商投資参入ネガティブリストの規定に違反した場合には、前 2 項の規定に従い処理するほか、法により相応の法的責任を負わなければならない。

第三十七条 外国投資者、外商投資企業が本法の規定に違反して、外商投資情報報告制度の要求に従い投資情報を報告しなかった場合には、商務主管機関が期限を定めて是正を行うよう命ずる。期限内に是正がなされない場合には、十万人民币以上五十万人民币以下の過料に処する。

第三十八条 对外国投资者、外商投资企业违反法律、法规的行为，由有关部门依法查处，并按照国家有关规定纳入信用信息系统。

第三十九条 行政机关工作人员在外商投资促进、保护和管理工作中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊的，或者泄露、非法向他人提供履行职责过程中知悉的商业秘密的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第六章 附則

第四十条 任何国家或者地区在投资方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他类似措施的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者该地区采取相应的措施。

第四十一条 对外国投资者在中国境内投资银行业、证券业、保险业等金融行业，或者在证券市场、外汇市场等金融市场进行投资的管理，国家另有规定的，依照其规定。

第四十二条 本法自2020年1月1日起施行。《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》同时废止。

本法施行前依照《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》设立的外商投资企业，在本法施行后五年内可以继续保留原企业组织形式等。具体实施办法由国务院规定。

第三十八条 外国投資者、外商投資企業の法律、法規を違反する行為に対しては、関係機関が法により取り締まりを行い、かつ国の関連規定に従い信用情報システムに記録する。

第三十九条 行政機関の職員が外商投資の促進、保護及び管理業務において職権の濫用、職務怠慢、私情にとらわれて不正をはたらいた場合、又は職責を履行する過程において知り得た営業秘密を漏洩し、不法に他者に提供した場合には、法により処分を与える。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第六章 附則

第四十条 いかなる国又は地区が投資の面において中華人民共和国に対して差別的な禁止、制限又はその他これらに類する措置を講じた場合も、中華人民共和国は、実際の状況に基づき当該国又は当該地区に対して相応の措置を講ずることができる。

第四十一条 外国投資者が中国国内において銀行業、証券業、保険業等の金融業界に投資し、又は証券市場、外貨市場等の金融市場において投資を行うこと管理について、国に別段の規定がある場合には、それに従う。

第四十二条 本法は、2020年1月1日より施行する。「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」は、同時に廃止される。

本法施行前に「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」に基づき設立された外商投資企業は、本法施行後五年以内においては、従来の企業組織形態等を継続して保留することができる。具体的な実施規則は、国务院がこれを規定する。

本月報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口(日本語対応可能)までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn



吳 麗麗 (Wu Lili)
カウンセラー
直通電話: +86 10 6584 6732
wulili@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しておりますので、ご興味ございましたら、GLO-JP@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本月報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。